

大多喜町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）に対する 意見募集（パブリックコメント）実施要領

1 意見募集の対象案件

大多喜町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）

2 意見を提出できる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 町内に存する事務所又は事業所に勤務する方

3 意見提出方法

「大多喜町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）に関する意見」（別記様式）により、次のいずれかの方法で提出する。

- (1) 大多喜町役場生活環境課への直接書面による提出
- (2) 郵便等による提出
- (3) ファクシミリによる提出
- (4) 電子メールによる提出

※ 別記様式のダウンロードが困難な場合は、任意の様式に以下を記入のうえ提出する。（＊は必須）

- ・住所（法人その他の団体にあっては所在地）＊
- ・氏名（法人その他の団体にあっては事務所の名称）＊
- ・連絡先
- ・意見

4 意見募集期間

令和8年1月30日（金）～令和8年2月19日（木）午後5時まで

※ 郵送の場合は、令和8年2月19日必着

5 意見の取扱い

応募いただいた意見は計画策定の参考とし、同趣旨の意見を整理の上、概要を町ホームページに掲載します。なお、意見に対する個別の回答はしません。

※ 住所、氏名等は、公表しません。

6 意見提出先

298-0292 夷隅郡大多喜町大多喜93番地 大多喜町役場 生活環境課環境係
ファックス 0470-82-4461

メールアドレス kankyouseikatu@town.otaki.lg.jp

7 意見募集の方法

- (1) 町ホームページに掲載
- (2) 役場町政資料コーナー、老川・西畠出張所に冊子を配置します。
以上2つの方法を用いて、意見募集する。